

フォローアップ：地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大に向けた規制・制度の在り方

経済産業省、農林水産省（林野庁）、環境省

項目	No.	意見（委員意見書、全国再エネ問題連絡会）	経産省・環境省・農水省林野庁の回答
委員意見書			
情報収集の強化と情報公開の徹底	1	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の申請段階の情報を提供された自治体が、関係条例の有無に関わらず、これを有効活用し、地域住民の意見も踏まえて、地域共生型の再エネ事業へと誘導できるよう、経産省・地方経産局は支援する。 	<p>【対応中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電設備の立地する自治体に限り、事業者から経済産業省に対し、再エネ特措法に基づく認定申請があった段階で、域内で認定申請があった事実、事業者名、設置場所等の法令遵守状況の確認のために<u>必要な限度の情報に限り、共有を8月から開始。</u> 認定前情報は、競争上の情報のため、自治体に限り共有している。
	2	<ul style="list-style-type: none"> 経産省は、建設を開始する案件について、現場に標識を立て、工事の概要、発電事業者名や工事事業者名等を掲示させ、地域住民などが確認できるよう、法令等の改正を検討する。 事前に周知できる仕組みがあるべき。地域住民に知らせていく制度を担保すべき。 <p>（全国再エネ問題連絡会追加コメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者向けガイドラインの標識掲示は、実際は全くなされていないという情報が全国から集まっている。住民に説明する義務付けを法的にする検討を要望する。 	<p>【検討中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の事業計画策定ガイドライン（※）で土地の開発・造成の工事開始後速やかに標識を掲示すると定められている。遵守されていない場合、指導、改善命令、認定取消しを行うこととしている。引き続き、<u>着実に制度を執行していくとともに、通報フォームなどに提供された情報の精査や毎年度実施している外部委託調査を通じて実態を丁寧に把握し、場合によっては、省令等も含めて必要な措置を検討する。</u> <p>※ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（2021年4月改訂）：「標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。」</p>

3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省は、不適切な建設事案や実際に事故が発生した事案について、事業者名や事故の詳細等の情報公開ができるよう、法令等の改正を検討する。 	<p>【対応中】（経産省）</p> <p>FIT 法関係</p> <p><事案の公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定取り消しを行った案件については、違反内容に応じて、設備 ID、発電事業者名、代表者名、発電出力、発電所所在地などを公開している。 <p><件数の公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な柵塀・標識に関する指導件数は、審議会において公表している。 <p>電気事業法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の電気工作物の事故については、N I T E（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）が統計分析し、それをホームページに掲載（電気保安統計）するとともに、主任技術者会議・講演等の機会を活用して注意喚起を行っている。 ・ また、代表的な事故事例については、業界団体（太陽光発電協会等）を通じて広く周知している。 ・ これに加えて、特に重大な事案については、国の審議会において個別に取りあげ、その事故原因の分析や再発防止策の策定等を行い、その検討過程・成果等をホームページに公表している。 ・ <u>今後は、再エネ T F 等の要望も踏まえ、全国の事故情報を一元的にデータベース化し、検索機能等を有した形で、一覧性のある情報を令和 4 年 1 月を目途に提供する予定。</u> ・ なお、今年 4 月から 50 k W 未満も報告徴収の対象にしたところ。
---	--	---

<p>森林法の適切な執行</p>	<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁は、林地開発規制に係る都道府県や市町村の担当部局が、増加する太陽光発電の開発案件に適切に対処できるよう、科学的データやノウハウの提供、そのための研修など、更に支援を強化する。その際、3D 地図データや衛星写真、ドローンなど最新技術を活用することを検討する。地方経産局の再エネ専門官（後述）とも連携を図り、林野行政のノウハウの提供などを行う。 <p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題の根源は規制のねじれ。荒廃農地のようにもっと設置できるはずの場所で過剰な規制となっている一方、災害防止の観点等本来規制されるべき場所で十分な規制・執行がされていない。科学的・合理的なルール設定ができていない。不健全な部分や過剰な規制は合理化する一方、強化すべきところは強化していく必要がある。 	<p>【対応中、検討予定】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>衛星画像を活用した開発箇所の自動抽出など、最新技術を活用した森林の効率的な監視の取組を実施している。</u> <u>経産省の体制整備の状況等も踏まえながら、ノウハウの共有について経産省と連携することについて、令和3年度内に検討する。</u> <p>公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、開発行為を厳しく抑制する一方で、それ以外の森林については、財産権に過度な規制がかからない範囲で、開発行為に伴い森林の機能が失われることによる災害の発生の防止等を図るため1haを超える開発行為を規制している。</p>
	<p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁は、1ha 超の開発案件について、2019 年 12 月に整備した林地開発許可基準の運用細則の確認を行うとともに、近年の災害の激甚化や土砂流出の問題に鑑み、データを更に収集した上で、科学的根拠に基づき、現行の許可基準のあり方の再検討を行う。 <p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 49 年以降再検討がしっかりなされた結果として制度を変える必要がないということであるならば、地域住 	<p>【対応中】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和元年 12 月に林野庁より通知した太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可基準（以下「長官通知」という。）について、都道府県の運用実態を把握・分析し、効果の把握を行うとともに、基準が的確に適用されるよう令和3年度中に国として助言・指導するほか、必要に応じて基準の見直しについて検討する。</u>

	<p>民が現行制度で納得できるような説明をきちんとすべき。それが欠落している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用細則を導入して既に2年近く経つため、運用細則がどの程度機能しているか、自治体からどんな声が上がっていくか、これで十分なのかタイムスケジュールを示した上で検証されるべき。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁は、1ha以下の開発行為について、引き続きデータを収集し、開発規制のあり方について検討を続ける。 1haという線引きや林地開発許可・伐採届などの制度は、昭和49年にできたものであり、昨今の災害発生や森林機能の維持などの状況やデータを勘案して、再検討すべきではないか。 	<p>【対応中】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>伐採届により確認される森林以外への転用案件について、衛星写真も活用して土砂流出等の発生状況について令和3年度も継続して実態を把握するほか、必要に応じて基準の見直しについて検討する。</u>
7	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村には、違反事例を迅速に調査し、必要に応じて監督処分や許可の取り消しを行えるよう、林地開発規制に係る体制を強化することを要請する。その際、地域性に配慮しつつ、科学的根拠に基づいた合理的な執行・監督が望まれる。林野庁は、上記の通り自治体を適宜支援しつつ、林地開発規制の執行状況を調査し、定期的に情報公開を行う。 	<p>【検討中】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和3年度中に、違反行為に対する行政指導や監督処分の全国的な取組状況を都道府県と共有するとともに結果を公表し、また、違反行為に対する行政指導や監督処分の事例分析をした上で、都道府県と共有し、執行体制を支援する。</u> <u>令和3年度中に、林野庁が個別案件の監督処分の状況を収集し、各都道府県からの問い合わせに対し、監督処分を適正に対応できるよう、全国的見地から助言する。</u>

		<p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県の取組状況の情報共有の支援だけでは問題に対応しきれない。執行体制強化は自治事務ではあるものの、自治体の執行活動や情報公開の促進など、もっと林野庁でも取り組むべき。 また、是正措置状況も令和元年度データが一番新しい、昨年度データがまだ示せないというのは、林野庁としてやるべきことがあるのではないか。 	<p>【対応済】(林野庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の許可処分の実績データは HP 上に公表済み。
FiT 法の適切な執行	8	<ul style="list-style-type: none"> 現行の FiT 法の下での再エネの立地の適正化を確保するため、経産省は執行体制を強化する。このため、地方経産局における担当人員の増強や外部人材の活用などにより、地域共生型の再エネ導入を促進する「再生可能エネルギー専門官」を配置する。再エネ専門官は、関係自治体や林野庁などとも連携・協力して、地域共生型の優良事案のノウハウの普及、地域での事業化の支援を行うとともに、各発電所の査察を行い、関係法令違反の有無を調べ、認定取り消しも含めて適切に対応する。その活動成果、改善命令や認定取り消し等の手続き等について、定期的に公表する。 	<p>【対応中】(経産省、(環境省、林野庁))</p> <ul style="list-style-type: none"> 局の再エネ担当 (FIT 認定担当) 職員 (全国で約 90 名) と電気設備点検に係る保安監督部で再エネ担当職員 (全国で約 80 名) の両者を合わせ適切に執行していく。同じ経産省の組織であり情報共有をしっかりと行う。加えて外部委託で専門家を活用し、昨年は指導件数を増やした。 今後とも、担当人員の増強を図るとともに、その上で、足りない部分については引き続き外部委託を活用することで、執行力の強化を図る。 (TF で具体例として出てきた、函南、平群、宇久島、いずれも地方経済産業局で地元の自治体とも相談しながら対応中。山梨、大分杵築市の事例も地方経済産業局から県に状況確認しながら自治体と連携して対応していく。地域の実態を踏まえ対応を進めていく。)

	<p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦割りではなくて、各省の関連データを一元化する試みが必要ではないか。土砂災害警戒区域と立地場所だけではなく、環境省の REPOS などの情報も組み合わせていただきたい。自治体が各省庁に対応するのではなく、一元化したもので見ることができ、将来的には、AI が、法律に適切に対応しているか否か判断できるようになってくるようなもの。) こうしたデータベースの開発を考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 2021 年 7 月に静岡県熱海市で発生した盛土災害を踏まえ、各都道府県において盛土総点検を進めているが、自治体によっては、太陽光発電設備の点検も実施。 ①認定情報のマップ化：太陽光発電設備の点検も考えている自治体の検討材料とできるよう、<u>本年 9 月から、稼働済案件の位置が一目で分かるマップ形式で情報を提供。</u>その際、関係法令遵守違反事案への対応フローも再度周知。 ②立地場所の特定・適切な法執行：マップ化に当たり、<u>土砂災害警戒区域等の全国データとの重ね合わせ</u>を行い、当該エリアの立地設備情報を把握した上で、電事法・FIT 法を的確に執行していく。 また、自治体にも情報共有して連携するとともに、必要に応じて経済産業省で立ち入り検査をするなど適切に対応していく。 マップ化については、まずは土砂災害情報から、認定情報・申請情報と組み合わせてマッピングし、<u>それ以外の情報についてもどう組み合わせるか検討する。</u>環境省でも REPOS や EADAS も整備しており、既に FIT 認定情報とも連携。経済産業省の今後の取組を踏まえた更なる<u>連携の在り方について検討すべく、REPOS や EADAS との組合せに関して両省で実務的な議論を開始するとともに、デジタル庁とも連携し、現在、具体的な連携方法等について検討中。</u>
--	--	---

<p>電気事業法・電気保安の適切な執行</p>	<p>9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の太陽光発電所自体及び事故件数の増加に鑑み、技術基準への適合や事故の状況について徹底した調査を行い、再エネに係る電気保安体制のあり方を再検討する。 <p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 kW 未満の案件が報告徴収対象になり対象件数が多くなる。検査職員増員とのことだが、いつまでに、どうやって対応しようとしているのか。(今年度内に仕組みができ、執行体制も来年度予算で措置していくスケジュールでよいか。) 	<p>【対応予定】(経産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省 産業保安基本制度小委員会の中間とりまとめがなされ、その後、小出力太陽電池発電設備の保安管理の取組等の実態を把握するため、小出力太陽電池発電設備所有者 2 万者や自治体・消防本部 250 者程度に調査票を送り実態把握を行った結果を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>太陽電池発電所の使用前自己確認制度について、現在対象外としている 50kW～500kW 規模の太陽電池発電所についても、対象へ含めること、</u> ➢ <u>使用前自己確認の確認項目について、太陽電池発電設備や風力発電設備については、電気的ナリスクだけではなく、設備の構造的ナリスクについても確認を求めること、</u> ➢ <u>これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備（太陽光発電設備（50kW 未満）、風力発電設備（20kW 未満））について、新たな類型（小規模事業用電気工作物）に位置づけ、既存の事業用電気工作物相当の規制を適用（技術基準維持義務等）しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求めること、</u> <u>を盛り込んだ、産業保安基本制度小委員会「最終とりまとめ」を 12 月 1 日に公表。</u> ・ <u>更に、令和 4 年度の概算要求において、保安人材の育成を実施するための予算につき、要求しているところ。</u>
-------------------------	----------	---	---

地方による地域共生型の再エネ導入と国による支援	10	<ul style="list-style-type: none"> 経産省及び環境省は、林野庁等の協力も得つつ、各自治体の再エネ条例を調査の上、専門的ノウハウや科学的データを踏まえ、再エネの立地のあり方に関する最低限の共通事項や規制枠組みを整理した法令・ガイドラインの整備を検討する。自治体には、これを参考にして、地域共生型の再エネ導入を拡大することが期待される。 	<p>【対応中】（経産省、環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般、地域共生を円滑にするための条例策定を検討したい自治体をサポートする観点から、既存の再エネ条例に関するデータベースを構築し、8月から、自治体への提供を開始。電源種、同意プロセスの有無（首長同意等）、必要な手続・区域指定（届出、抑制区域指定）の内容・類型等についてソート可能な形としており、今後も自治体の声を踏まえながら随時見直しも行っていく。
	11	<ul style="list-style-type: none"> 環境省は、経産省と協力しつつ、地球温暖化対策法に基づく自治体の再エネ利用促進の目標設定やポジティブゾーニングに対して、必要な科学的データや策定ノウハウの提供、適切な基準の設定、人材面や財政面での支援を行う。その際、国及び自治体の温暖化政策や再エネ導入の目標と整合する形で、促進区域やその他の区域の設定が適切な規模でなされるよう、支援や促す仕組みを導入する。各自治体の導入目標や促進区域の設定状況等を定期的に集約し、公表する。 <p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体によってバラバラな、ポジティブなのかネガティブなのか分からないようなゾーニングが行われても困る。またポジティブゾーニングのインセンティブも必要。 	<p>【対応中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ（R2 予算 3 次補正 200 億円、R3 予算 204 億円）」や「脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和 4 年概算要求 200 億円）」などの財政支援策で後押しする。脱炭素先行地域として選定し、支援を行う自治体には促進区域の設定についてもお願いする。具体的な内容については、年末にかけて自治体の意見も聞きながら調整する。合わせて、地方環境事務所による計画策定のサポートなど、人的支援も行う。 また、<u>9月に開始した検討会において改正地球温暖化対策推進法の施行に関するルール整備に向けた検討を行うとともに（年内を目途にとりまとめ予定）、自治体の目標や促進区域の策定に役立つシステム・データの提供や、策定に当たっての基本的な考え方・手法を示したマニュアルを提供する。</u>さらに、<u>自治体の目標や促進区域の設定状況等を定期的に集約し、公表することとする。</u>これらの取組により、自治体による意欲的な目標設定や促進区域の設定を促していく。

全国再エネ問題連絡会		
森林法	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第10条の二同法第2項では、「都道府県知事は、……これを許可しなければならない。」と規定されている。すなわち、「土砂災害」「水害」「水源涵養」「環境保全」のおそれがない場合、知事は許可せざるを得ない法律となっている（義務規定）。そこには、地域住民の意見はもとより、同法第10条の二第6項に規定されている「森林審議会」や「市町村長」の意見を聞かなければならない旨の規定はされているが、その意見は、許可の要件になっていないと考えざるを得ない。 ・ 都道府県知事は、これらの意見に囚われず許可することになるため、住民の意見や首長の意見が許可に反映されるよう「許可することができる」と法改正が必要。 ・ 許可要件を審査する基準が、森林法だけの視点で作られており、土砂災害等の被害防止を目的とする砂防法、地滑り法、急傾斜地法などの法に基づく危険情報が審査基準に反映されていない。 <p>【対応困難】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第10条の2第2項においては、同項各号のいずれにも該当しない（4要件を満たす）場合には、「許可しなければならない」としている。これは、許可権者が行政目的の達成上必要な限度を超えてその権利を濫用し、私権をいたずらに制限することがないように、行政の恣意的運用による弊害を排除するという趣旨を明確にするためである。仮に御意見の趣旨で規定ぶりを変更することとなれば、行政庁の裁量の範囲が広く認められると誤解され、例えば、必要な防災工事が行われ、災害の発生のおそれがないと判断された場合でも不許可となるなど、私権の不当な制約につながりかねないを考える。なお、土地利用規制に関して許可制を採用している他法令においても、同様の趣旨の規定ぶりとなっているところである。 ・ 林地開発許可制度の趣旨に鑑み、許可審査は、地域の意向を踏まえたものとするため、市町村長の意見を聴きつつ、技術的・専門的見地から行うこととしている。なお、長官通知において、許可審査における配慮事項として、住民説明会の実施等について確認することとしている。 <p>【対応済】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各制度はそれぞれの法目的に沿って許可要件等を設けており、他法令の法目的に基づく規制の観点から、林地開発許可制度の審査等を行うことは適切ではない。 ・ なお、他法令に基づく規制の対象となる場合には、当該法令に基づき違法行為が是正されるよう、必要な措置が講じられるところ。

	<ul style="list-style-type: none"> また、森林法の林地開発許可等において、砂防3法（に基づく条例）や環境アセス法など、他法令の違反が生じている場合にも関わらず、そのまま工事が進まないような許可基準や制度設計にしていきたい。 	<p>【検討中】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可制度を所管する林野庁として、発電施設の設置に関し、例えば技術基準の適合等を監督する経産省とも連携し、地域と共生した再エネ発電施設の設置に向けた対応について検討してまいりたい。
13	<ul style="list-style-type: none"> 近年の豪雨により、林地開発許可を得た事業であっても土砂災害や水害が全国各地で発生している実態を考えると、林地開発許可の審査基準そのものが、昨今の気象実態に則さなくなっていることが明らか。 また、林地開発の許可には取消しの規定がないため、事業者の中には、行政の指導に素直に応じず、不適切な開発行為を行う事例が、全国的に散見される。 許可制度の実効性を担保するためには、許可の取消し規定（手続き）を設ける法改正も必要。 	<p>【対応済】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、是正措置として、「行政指導」、「監督処分」（中止・復旧命令）、監督処分に従わない場合には「行政代執行」、加えて、法令上明記されていないものの、公益性等の観点から「許可取消し」が可能であり（さらには、命令違反に対する罰則もあり）、<u>許可取消しができることは、都道府県にも周知済である。</u> また、この一連の権限は、開発後に事業者の違反行為（無許可、許可条件違反）が判明した場合であっても行使することができるため、<u>違反事業者に対して復旧命令等が事後的にも可能である。</u> <p>【検討中】（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中止命令及び復旧命令がかけられる仕組みになっている中、<u>事例分析等を通じ取消しの措置の有効性を令和3年度中に整理し、その結果を都道府県と共有する。</u>

FIT 法	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売電権の転売に法的制限の設定 現行のFIT認定制度では、事業を継続する能力や意思が乏しい事業者であっても売電権の認定さえ受ければ、その後、売電権を転売することに何ら法的規制が無いため、事業者の投資や投機意欲の過熱を招き、FITのIDが高額で転売されているのが実情。 その様な背景から、全国で森林を大規模に伐採造成するなどの乱開発が進み、その結果、土砂災害や景観被害などの被害を被る地元住民とのトラブルや反対運動などが全国各地で起こっているのが実態であり、その現状を鑑みれば、FITのID転売を制限できるように、法改正する必要がある。 	<p>【対応中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地や設備といった発電事業の売買については契約自由の原則もあり、発電事業の譲渡を制限することは慎重な対応が必要。他方、発電事業主体が変更される場合であっても、後続の事業者は認定基準を遵守する必要がある。 ・ なお、認定事業者等の変更の申請が行われ、当該変更申請の認定がなされた場合、その内容を反映した形の<u>認定情報が事業計画認定情報ウェブサイト</u>に公開されるため、誰が現在の所有者かをいつでも確認できる。
環境アセス	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境アセス法には、行政罰も刑事罰も無く、セレモニーの様な法令でしかない。その点を事業者はよく把握している。当該法令に実効性を持たせるように罰則等を含めた検討を要望。 ・ 林地開発許可はいくら環境アセスで県知事が意見を述べたところで何ら林地開発許可には反映されない。林地開発許可などでも他法令の違反もきちんと考慮するような形をとってほしい。 	<p>【対応中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価法は、事業者の実施したアセスメントの結果を踏まえて、個別事業の許認可等の審査に反映させることによりアセスメント手続の実効性を確保する仕組みとなっている。このため、御指摘のとおり、環境影響評価法そのものにおいては、罰則規定を定めていないが、電気事業法において再エネに係るアセスメントの実効性を確保する仕組みが措置されている。

賠償制度	16	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の方々は、事業者等に刑事・民事責任を求める訴えを出す。賠償請求は、民法に基づき、訴えた側(被害者)にその立証責任があり、専門的知識に乏しい被害者らは、泣き寝入りを強いられる。被害者側の負担(立証責任)は軽減され、泣き寝入りをすることがない仕組み整備(過失責任を認めている)を求める。 	<p>【検討中】(経産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> いただいた御意見については、御提示いただいた各制度の内容や背景、再エネ事業に関連する事故による被害との相違等も踏まえつつ、必要性和妥当性が認められた場合には検討していく。
------	----	--	--